



2022年5月19日

各位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
野村不動産ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 沓掛 英二  
(コード番号：3231 東証プライム)  
問い合わせ先 コーポレートコミュニケーション部長 佐々木 秀洋  
TEL：(03) 3348-8117

## 業績連動型株式報酬等の制度継続及び一部改定について

当社は、本日開催の取締役会において、2018年から導入している当社及び一部の当社子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という）の取締役及び執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）の全部または一部（以下、対象子会社の取締役及び執行役員を「対象子会社取締役等」といい、当社の取締役及び対象子会社取締役等を併せて、以下「対象取締役等」という）を対象とした株式報酬制度である「役員報酬BIP信託」（以下「本制度」という）の継続及び一部改定に関する議案を、2022年6月24日開催予定の第18回定時株主総会に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社と同様、各対象子会社の取締役会においても、本制度の一部改定の決議及び各対象子会社の株主総会（当社と対象子会社の株主総会を併せて、以下「本株主総会」という）に付議いたします。

### 記

#### 1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、急速に変化する事業環境の中で、当社グループが今後、持続的且つ高い利益成長を実現していくためには、「将来自分たちが、どのような価値を社会やお客様に提供している企業グループになりたいのか」という目指す姿を明確にし、そのビジョンのもと、価値創造の考え方・手法を、進化・変革させる必要があるという考えに基づき、2022年4月に当社グループの2030年ビジョン「まだ見ぬ、Life & Time Developerへ」を策定し、同時に新たな中長期経営計画（以下「本計画」という）を策定・公表しました。

本制度の継続は、本計画の目標達成に向けた業績に連動する株式報酬の対象取締役等の経営努力の成果と報酬制度の連動性をより高めること、並びに、業績に連動しない株式報酬の対象に社外取締役を追加し、社外取締役における株主との価値共有意識の一層の向上を図ることを目的として、本制度の内容を一部改定して行います。なお、改定する内容は「2. 本制度の一部改定について」の通りです。

- (2) 本制度の継続及び一部改定は、対象会社ごとに、本株主総会において役員報酬改定議案の承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しています（以下、本制度において設定される信託を「本信託」といいます）。BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、役位や中長期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、対象取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）を交付及び給付（以下「交付等」という）する制度です。

## 2. 本制度の一部改定について

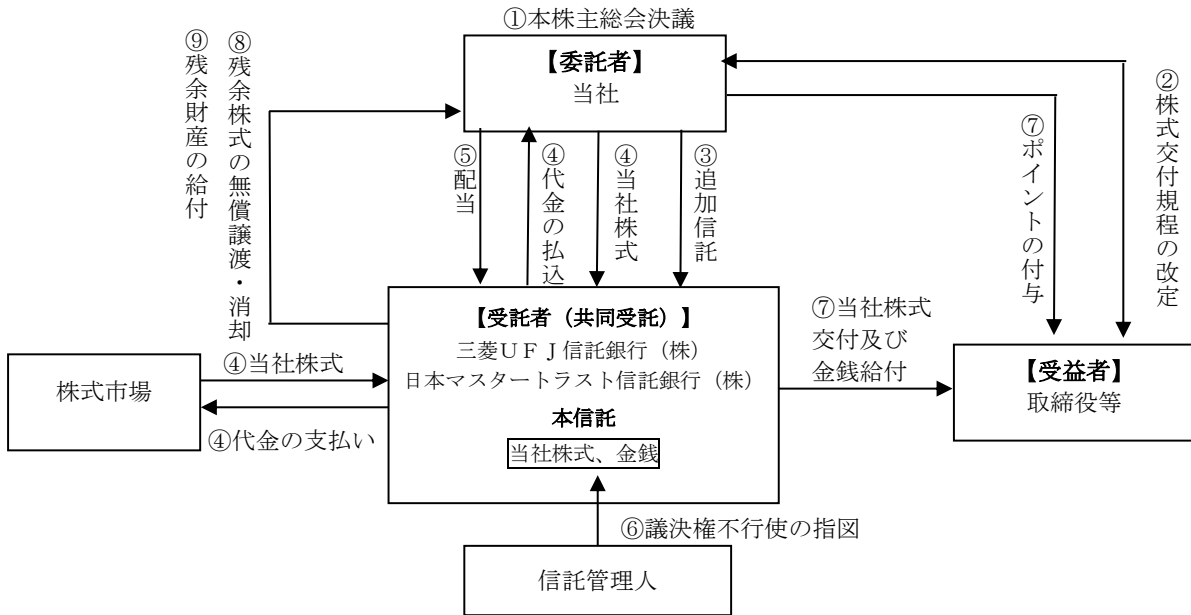
- (1) 当社は、本制度の改定にあわせて、本信託における信託契約の変更及び追加信託を行います。なお、本信託の信託期間の満了は、2026年8月31日から変更はございませんが、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合には、以降の中長期経営計画に対応する事業年度をそれぞれ本制度の対象期間とします。
- (2) 本制度の継続にあたり、対象会社ごとに、本株主総会において承認を得ることを条件として、従前の制度を改定します。具体的には、経営陣の中長期的な企業価値向上への貢献意識を高め、併せて業績に連動する株式報酬を増加することにより株主との利害共有意識を強化し、さらに経営目標の達成に向けたインセンティブを引き出すものであります。また、当社の企業価値毀損防止及び信用維持へのインセンティブとして働くことによる、コーポレートガバナンスの強化を目的として、当社の社外取締役を、業績に連動しない株式報酬の対象に追加いたします。なお、監査等委員である取締役については引き続き本制度の対象外となります。なお、当社においては以下(i)から(iii)をそれぞれ改定案のとおりに改定し、対象子会社においても主に(i)及び(iii)の項目に関し改定を行います。その他の本制度の詳細につきましては、2018年5月18日付「業績連動型株式報酬等の制度導入に関するお知らせ」をご参照ください。

### 本制度の概要及び一部改定の要旨

主な改定項目	改定案	改定の目的・理由
(i) 対象期間	現行制度と同様、連続する3事業年度を対象期間とする。なお、改定前の本制度に基づき2022年3月末日で終了する事業年度から開始した対象期間については、同事業年度をもって終了し、2023年3月末日で終了する事業年度から連続する3事業年度を、改定後の本制度に基づく新たな対象期間とする。なお、期間延長手続が行われる場合には、以降の各3事業年度とする。	本計画における3事業年度単位のフェーズ設定と本制度の対象期間を合わせるため。
(ii) 非業績連動部分※の対象者	現行対象者に加え、当社の社外取締役を追加（監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。）	昨今の社外取締役の職責拡大を踏まえた報酬の増額につき、株式報酬で対応することで、コーポレートガバナンス強化の取り組みの一環として、株主との価値共有による当社の企業価値毀損防止及び信用維持へのインセンティブとしても働くことを期待したもの。なお、株式の交付は退任時まで繰り延べられる。
(iii) 当社が本制度に拠出する金銭の上限及び取締役に交付等が行われる上限株数	3事業年度ごとに16億5,000万円及び672,000株（うち社外取締役については3事業年度ごとに1名あたり上限990万円及び4,030株）	中長期的な企業価値向上に向けた意識の強化及び事業期間が中長期に及ぶ不動産事業の特性との整合性も踏まえ、取締役報酬構成における中長期業績向上へのインセンティブ比率を高めるため。

※当社における株式報酬のうち、業績に連動せず、原則として取締役及び当社グループ役員のいずれも退任した時まで交付等を繰り延べる「譲渡制限型(RS)」株式報酬をいいます。

3. 改定後の本制度の内容等（下線部分が改定箇所）



- ① 対象会社は、対象会社ごとに本株主総会において、本制度の一部改定に関する承認決議を得ます。
- ② 対象会社は、対象会社ごとに取締役会において、本制度の一部改定に係る株式交付規程を改定します。
- ③ 対象子会社は、それぞれ①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象子会社取締役等に対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出し、当社は対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭をあわせて追加信託し、本信託の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 対象期間中、各事業年度における役位に応じて、対象取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役等に対して、対象期間中の各事業年度の開始から3年経過後及び、原則として対象取締役等及び当社グループの役員のいずれも退任した時に、ポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。
- ⑧ 対象期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

※ 受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、（対象子会社は当社を通じて）各対象会社の株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を拠出し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」という）（※）を対象として、対象期間中の各事業年度の役位及び当該各事業年度の開始から3年経過後の業績目標の達成度に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。なお、改定前の本制度に基づき2022年3月末日で終了する事業年度から開始した対象期間については、同事業年度をもって終了します。

※ 対象期間の満了時において対象期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

## (2) 制度継続手続

各対象会社は、本株主総会において、対象期間ごとに本信託に拠出する金銭の上限その他必要な事項を決議します。

なお、対象期間の延長を行う場合は、各対象会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

## (3) 信託期間

現行通り、2018年9月3日から2026年8月31日（予定）とします。

なお、対象期間の満了時において、対象期間の延長を決定した場合には、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を延長することがあります。その場合、さらに3年間、対象期間と本信託の信託期間を延長し、対象子会社は、延長された対象期間ごとに、対象子会社の本株主総会で承認決議を得た本信託に拠出する金額の範囲内で、対象子会社取締役等に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認決議を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、引き続き延長された対象期間中、対象取締役等に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイント数に基づき交付等が見込まれる当社株式を除く）及び金銭（以下残存する当社株式と併せて「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される金額の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の本株主総会で承認を得た本信託に拠出する金額の範囲内とします。

また、対象期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等が原則として対象取締役等及び当社グループの役員をいずれも退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

## (4) 対象取締役等に交付等が行われる株式数

対象取締役等に対して交付等が行われる株式数は、以下の算定式に従って算出されるポイント数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当てまたは株式の併合等によって増加または減少した場合は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりの交付等が行われる当社株式等の数及び交付等が行われる当社株式等の総数を調整します。

（ポイント数の算定式）

### ①業績連動部分

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント数（以下「PSポイント数」という）を、対象期間中の各事業年度末日に在任している対象取締役等に対して付与します。各事業年度に付与されたPSポイント数に対して、当該事業年度の開始から3年経過後の業績目標の達成度に応じて決まる業績連動係数を乗じて、業績連動ポイント数を算出します。

業績連動ポイント数の算定式： PSポイント数×業績連動係数※

※ 業績連動係数は、経営計画における連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等に基づき設定した目標値に対する達成度に応じて0～200%の範囲で変動します。

### ②非業績連動部分

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント数（以下「RSポイント数」という）を対象期間中の各事業年度末日に在任している対象取締役等に対して付与し、加算していきます（以下、加算したRSポイント数を「非業績連動ポイント数」という）。

(5) 対象取締役等に対する株式等の交付等の時期及び方法

①業績連動部分

業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は、対象期間中の各事業年度の開始から3年経過後です。所定の受益者要件を充足した対象取締役等は、業績連動ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの業績連動ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

②非業績連動部分

非業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は、原則として対象取締役等及び当社グループの役員をいずれも退任した時となります。受益者要件を充足した対象取締役等は、退任時まで付与された非業績連動ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの非業績連動ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6) 本信託に拠出する金銭の上限及び本信託から交付等が行われる当社株式等の株式数の上限

対象期間中に当社が本信託に拠出する金銭の上限は 16億5,000万円（※）（うち社外取締役については対象期間ごとに1名あたり990万円）とします。また、対象期間中に対象子会社が本信託に拠出する金銭の上限の合計は、60億1,000万円（当社分と合わせて、合計76億6,000万円）（※）とします。

※ 拠出する金銭の上限は、現在の対象取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

対象期間に当社の取締役に交付等される当社株式等の数の上限を 672,000株（うち社外取締役については対象期間ごとに1名あたり4,030株）、対象期間に対象子会社取締役に交付等される当社株式等の数の上限を 2,457,000株とします。そのため、対象期間において、本信託が取得する当社株式の数（以下「取得株式数」という）の上限は、かかる対象期間ごとの当社の取締役及び対象子会社取締役に交付等される当社株式等の数の上限の合計に相当する株式数 3,129,000株 となります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の当社及び対象子会社が拠出する金銭の上限及び取得株式数の上限の範囲内で、当社（自己株式処分）または株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

(8) 本信託内の当社株式の議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(9) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。信託報酬及び信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で残余が生じた場合には、原則として、対象会社及び対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(10) 本信託の終了時の取扱い

対象期間満了時において、対象期間の延長を決定した場合には、信託期間満了前に信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を延長することがあります。対象期間を延長せず、信託期間満了により本信託を終了させる場合に、業績目標の未達成等により残余株式が生じたときは、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

(11) クローバック制度等

本制度は、対象取締役等に重大な不正・違反等が発生した場合、当該対象取締役等に対し、本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失または没収（マルス）、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	対象取締役等のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約変更日	2022年8月1日（予定）
⑧信託の期間	2018年9月3日～2026年8月31日（予定） ※現行制度における予定期間を記載しておりますが、後日改めて決定いたします。
⑨制度開始日	2018年9月3日
⑩議決権行使	行使しない
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限金額	76億6,000万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む）
⑬株式の取得方法	当社または株式市場から取得
⑭帰属権利者	当社
⑮残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以上